令和8年度 結婚新生活支援事業



瀬戸内町は結婚にともなう新生活を応援いたします

結婚新生活支援事業
（今年度より動画視聴が必須となります）

婚姻に伴う住宅取得費用又は住宅賃借費用、引っ越し費用等の一部を支援

対象　※国の交付条件と同じです

・夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下
・世帯の所得が500万円未満
・2026年1月1日～2027年3月31日に新規に婚姻した夫婦

給付金額

夫婦ともに29歳以下　1世帯あたり60万円
夫婦ともに39歳以下　1世帯あたり30万円　を上限に交付

必要書類

・夫婦の住民票の写し
・夫婦の記載のある戸籍謄本（戸籍全事項証明書）
・夫婦の前年度の所得証明書（令和７年1月～12月分）
・夫婦の町税等納税証明書
・新居の家賃、引っ越し費用等に掛かる領収書
・結婚新生活支援事業に関するアンケート
（婚姻届け提出時に町民税務課窓口にて渡します。）

問い合わせ先 ： 瀬戸内町役場 保健福祉課 保健予防係
TEL 0997-72-1068